



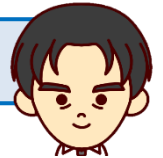
うえの事務所通信 VOL.52 R8.3.11



事務員 A・F

三寒四温とは言いますが、4月のような暖かさになったかと思えば真冬の寒さが戻ってきたりと例年にない気温の乱高下に何を着たらいいのか毎日のように迷っています。皆様もどうぞ自愛ください。

売上連動の歩合給は出来高払い制にならない？残業代計算を分ける最新判決



弁護士 上野俊夫

皆様、「サカイ引越センター事件」という裁判例をご存じでしょうか。

この裁判例は、引越売上に連動する手当について、裁判所が「出来高払い制（歩合給）」としての性質を否定したものです。

「出来高払い制」と認められるかどうかで、会社が支払う残業代の額は大きく変わります。

通常、残業代は「基本給」などをベースに 1.25 倍（割増賃金）を支払います。

しかし、出来高払い制の場合、残業代は 0.25 倍の加算のみで済むとされています。

- ・出来高払い制が肯定された場合：残業代 = 時給 × 0.25 × 残業時間
- ・出来高払い制が否定された場合：残業代 = 時給 × 1.25 × 残業時間

先日、私が担当した「売上連動の完全歩合給」を採用している企業様の訴訟で、画期的な判決が出ました。裁判所は水戸地方裁判所下妻支部です。

相手方（原告）は、サカイ引越センター事件を根拠に「売上連動の歩合給、しかも完全歩合給は出来高払い制にはあたらない（だから 1.25 倍で計算せよ）」と強く主張してきました。これに対し、弊所は以下のポイントを丹念に主張しました。

- ①実質的な矛盾の指摘：サカイ引越センター事件判決とは異なる判断を示しているという他の東京高裁判決の存在
- ②行政解釈の活用：売上連動の歩合給を出来高払い制として肯定的に捉える厚労省の通達

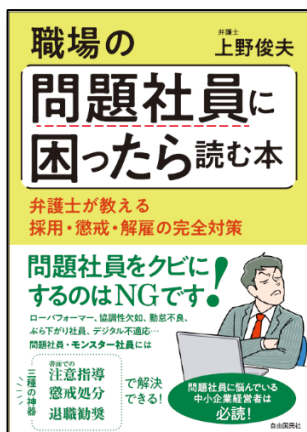
その結果、裁判所は「売上連動の完全歩合給でも出来高払い制にあたる」と明言し、サカイ引越センター事件判決の論理を事実上否定するような内容で、当方の全面勝訴となりました。

今回の勝訴には、法律論だけでなく、原告側の強硬すぎる姿勢が裁判所の心証に一定程度影響したと感ぜられる側面があります。

同じような賃金体系（売上連動の歩合給）であっても、主張の組み立て方や訴訟の進め方で結果が全く異なります。改めて「裁判は生き物である」と痛感した事件でした。

原告側は控訴してくるものと思われませんが、引き続き全力を尽くします。

出版書籍のご案内



職場の問題社員に困ったら読む本
弁護士が教える採用・懲戒・解雇の完全対策

著者 : 弁護士 上野俊夫
出版社 : 株式会社自由国民社
発売 : 令和 7 年 12 月 15 日
価格 : 1,900 円(税抜)



Amazon 購入ページ
はこちら

・・・ひとりごと・・・

先日、国立科学博物館で「大絶滅展」を見学しました。
終了間近ということもあり館内は非常に混雑しており、10 時頃に到着した時点で 13 時入場の整理券を受け取るほどの盛況ぶりでした。
展示は迫力ある化石や映像が多く見応え十分でしたが、解説は専門的で大人でも少し難しく、じっくり読み込むほど理解が深まる内容でした。
絶滅というと隕石が落ちて氷河期となり恐竜等が絶滅したという印象が強かったのですが、他にも4回絶滅した歴史があるそうで絶滅ビッグファイブと呼ばれていました。
知らなかった地球の歴史にたくさん触れることができ大変良い機会になりました。
お土産に「大絶滅展事典」を購入したので時間のある時に息子と一緒に読み返しなが、展示の内容を振り返りたいと思います。



事務員 N・K



出版記念セミナー

書籍出版を記念して、経営者様向けの勉強会を開催します。ぜひご参加ください！

「モンスター社員を雇わないための採用技術」

日 時: ~~令和 8 年 3 月 19 日(木) 14 時~16 時~~ ※先着 40 名 満員御礼

令和 8 年 3 月 26 日(木) 14 時~16 時 ※先着 60 名

場 所: 太田商工会議所 3階ホール
(群馬県太田市浜町 3-6)

参加費: 無料 (※お申し込みは1社につき 2 名様まで)



セミナーへの
お申込はこちら

